

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8232
担当部課名	保健福祉部	子育て支援	課	児童手当
事務事業名	婦人保護事業	事業コード	11410	

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第4節	援護を要する人の自立援助	~63
施策名	第1施策	生活の安定	年度

2 実施根拠及び関連法令等

売春防止法第35条第2項、婦人保護事業実施要領
市婦人相談員設置要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のさまざまな悩みごとの相談相手となり助言などを行う。また、ドメスティック・バイオレンスの被害にあった女性に対する相談や一時保護なども行う。		女性	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
相談件数 672件 施設入所希望 4件 経済問題 29件 職業問題 31件 住宅問題 23件 家庭問題 569件 更正関係 2件 その他 93件 一時保護の件数 21件 決算額の内訳 婦人相談員報酬、相談員旅費、参考図書 連絡協議会負担金、要保護婦人移送費		なし	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名なし	
		計画年次 年度~ 年度	

4 評価指標

指標名	相談活動率		
指標式	各年度の相談件数 / 相談日300日 × 1 日あたりの相談可能件数3件 × 100		
指標設定の意図	現状の相談体制での相談可能件数を活動率で表す		

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	75.7	67.6	a	74.7	b	
指標			c		d	
指標			e		f	
事業費	決算(予算)額	3,299	3,374	3,390	3,445	
	人員・時間数	月3時間	月3時間	月3時間	月3時間	
	人件費	151	151	151	151	
	その他経費					
	合計	3,450	3,525	3,541	0	3,596
特定財源	1,364	1,369	1,369		1,369	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか				
評価	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 =		
B ▼	B : 一部達成していない(100%> 80%)			
	C : 達成していない (80%>)			
$\frac{a}{b}$	$\frac{74.7}{74.7} \times 100 =$	$\frac{c}{d}$	$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$
理由 :	目標を設定し難い事業だが、一定の効果はあったと考える。			
(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か				
評価	A : 適応している	理由 : 婦人相談員は売春防止法に基づき配置しているが、売春の相談事例などはほとんどなく、DVや家庭内の悩みごとの相談が多いのが実情である。		
B ▼	B : 一部適応していない			
	C : 適応していない			
(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か				
評価	A : 妥当である	理由 : 相談事業であり、費用対効果では計りがたい。		
A ▼	B : 一部妥当でない			
	C : 妥当でない			
(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か				
評価	A : 代替の可能性ない	理由 : 婦人保護事業について要保護女子を発見したときは、福祉事務所が必要な措置を探ることとされているが、相談事業などは委託実施も可能ではないか。		
B ▼	B : 代替の可能性低い			
	C : 代替の可能性高い			
(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか				
評価	A : 満足できる	理由 : ソレイコさがみの女性相談との役割が明確でなく、わかりにくいとの声がある。		
B ▼	B : 一部満足できない			
	C : 満足できない			
(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か				
評価	A : 有効である	理由 : 相談、助言、一時保護などにより、女性の安全や生活の安定が図られる。		
B ▼	B : 一部有効である			
	C : 有効でない			

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> ソレイコさがみの女性相談との関係を整理し、わかりやすい窓口とする案 婦人相談員と家庭児童相談員を兼務させ、相談体制を充実させる案 上記について検討中
	<p>コスト改善余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 婦人相談とソレイコさがみの女性相談を一本化することで経費削減がで可能

7 総合評価

評価	B ▼	他自治体の類似事業との比較	婦人相談員は、売春防止法では市に置くことができる規定で、政令市を除くと本市を含め4市に配置されている。その他の市は福祉事務所職員や母子相談員が相談を受けている。
今後の進め方			
<input type="checkbox"/>	継続	説明	児童への虐待が、大きな社会問題となっているが、虐待とDVは密接な関係があることから、婦人相談員と家庭児童相談員の連携や統合が検討されている。
<input checked="" type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--